

別紙-3 河畔林調査シート（記入例）

調査年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
河川名	〇〇川水系〇〇〇川
測点	S P〇〇〇 ~ 〇〇〇
調査者名	株〇〇〇コンサルタント 〇〇 〇〇

方向	番号	CLからの距離 (m)	写真 番号	樹種	種名	樹(m)高	胸高直径 (cm)	林床	備考
左岸	①	5.5 ~ 9.5	1	広葉樹	ヤナギ類	6	10	ササ	密集している
	②	13.5 ~ 18.6	2	広葉樹	シラカンバ	8	15	-	
右岸		~							
		~							
		~							
		~							

- ※ 樹種 … 「広葉樹」、「針葉樹」、「針広混交」から選択  
 種名 … 種名については、判別可能なもののみ記載  
 樹高 … 目視など簡易手法による高さ（m単位）  
 胸高直径 … 木の根元より高さ1.3mの位置における直径（5cm単位）  
 林床 … 河畔林における下草の状態を記入（「草」「ササ」等、裸地の場合は「-」を記入）

左岸① 写真1 撮影方向：測量中心から左岸



コメント  
 水際のヤナギ林はかなり密集している。

左岸② 写真2 撮影方向：堤防から撮影（下流方向）



コメント  
 水際付近まで樹木が繁茂している。

## 6 急傾斜地部門

# 6 急傾斜地部門

## 目 次

6-1	通 則 .....	I-6-3
6-2	基準点測量 .....	I-6-3
6-3	平面測量 .....	I-6-3
6-4	中心線測量 .....	I-6-4
6-5	縦断測量 .....	I-6-4
6-6	横断測量 .....	I-6-4

# 6 急傾斜地部門

## 6-1 通 則

### 6-1-1 適用範囲

この共通仕様書は北海道建設部が行う急傾斜地崩壊対策事業に係る測量に関する業務に適用する。

### 6-1-2 関係規則等

測量及び調査に当たっては、共通の関係法令並びに「規程」のほか、次の規定によらなければならない。

河川砂防技術基準 調査編（国土交通省・令和3年4月）

### 6-1-3 安全管理

受託者は測量及び調査に当たっては、1-32 現場管理と安全の確保 に基づいて、安全の確保に努めなければならない。

## 6-2 基準点測量

「規程」第2編第2章基準点測量に準ずるものとする。

## 6-3 平面測量

1. 「規程」第3編第2章現地測量・第3章UAV写真測量によるものとする。
2. 平面図は縮尺1/500を標準とする。ただし、がけの高さ30m以上の長大斜面や範囲が広い場合は、縮尺1/1000とすることができる。
3. 等高線は主曲線1mを図示することを標準とする。  
また、斜面部は等高線で表示することを原則とし、露岩部についても明示するものとする。
4. 平面測量幅は、がけ上については法肩よりがけ高（H）以上、がけ下については法先よりがけ高の2倍（ $2 \times H$ 、ただし50m以下）に10mを加えた範囲までを原則とし、起終点に対する余裕は各両側50m程度とする。
5. 平面図は、がけ上が図面の上方となるように作図するものとする。
6. 建物については、住家、作業場、物置等の区分を標示し、住家にあつては世帯主も表示するものとする。また、アパート等にあつては世帯戸数を表示するものとする。
7. 道路、河川等の公共施設については、名称の他に種別も記入するものとする。  
例) 国道〇〇号、主要道道〇〇〇〇線、普通河川〇〇川
8. 他法令による指定区域は、その範囲を表示し、指定年度・区域名等の内容も明記するものとする。
9. 既設排水工等については、断面規格等を詳細に表示するものとする。
10. 平面図には、地番界及び地番を原則として記入するものとする。

## 6-4 中心線測量

1. 縦断・横断測量の基準のため、中心線測量を行うことを原則とする。
2. 「規程」第5編第2章第4節中心線測量及び第11節成果等の整理に準ずるものとする。
3. 測量杭の設置間隔は10mを基準とし、必要に応じて追加するものとする。  
また、原則として、曲線の設置は必要としないものとする。
4. 測点は、がけ下よりがけ上を見て左側を起点とする。

## 6-5 縦断測量

1. 横断測量の基準のため、縦断測量を行うことを原則とする。
2. 「規程」第5編第2章第6節縦断測量及び第11節成果等の整理に準ずるものとする。

## 6-6 横断測量

1. 「規程」第5編第2章第7節横断測量及び第11節成果等の整理に準ずるものとする。
2. 横断測量間隔は10mを標準とし、必要に応じて追加するものとする。
3. 横断方向は斜面に対して最急勾配となるように努め、中心線に直交しない場合には交角を測定し図上に表示するものとする。
4. 測量範囲は、がけ上については法肩より10m、がけ下については法先よりがけ高の2倍（ $2 \times H$ 、ただし50m以下）の範囲を標準とする。
5. 横断図には公共建物、住家を明示し、住家等がない場合でも接近している住家等を投影して破線で記入するものとする。
6. 横断図の左右は起点から終点方向を見るよう図示することを原則とする。
7. 横断図に敷地界（1点破線）を書き込むものとする。